

No.	質問内容	回答
1	①【実施要領: 3 契約上限額】 賃貸借契約を締結とありますが、月額で発生する費用を毎月支払い（分割）し、お支払いとできればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。見積書を作成する際は、明細が分かるようにしてください。
2	②【実施要領: 1 0 契約保証金】 宮崎県財務規則第 1 0 1 条に、2 箇年度の間に 2 回以上、地方公共団体との同等規模、種類の契約があれば、免除と記載がありますが、同等規模とはキャッシュレス、POS 導入業務にて、同金額程度の契約であれば、よろしいでしょうか。また、契約保証金が必要と判断されるタイミング、返金のスケジュールを教えてください。	免除に関する同等規模の契約については、お見込みのとおりです。なお、本県の取扱いとして、契約の際に、契約書の写しと契約されている自治体様からの履行に関する合格通知書又は、履行証明を徴収していただく必要があります。また、契約保証金が必要と判断するタイミングは、免除の規程が適用とならないと確認された時点となります。返金（還付）のスケジュールは、初期導入に係る委託業務に関しては、業務完了検査に合格した後に、委託料の精算払いに併せて還付します。5 年長期継続契約に関しては、原則は契約終了後（5 年経過後）ですが、過去 2 箇年度の同種・同規模の履行実績が 2 件でき、還付請求されれば、還付は可能です。なお、還付する場合、契約書中の契約保証金の条項の変更契約（〇〇円→免除）の必要があります。
3	③【仕様書: 1 3 導入及び運用サポート（8）】 故意または過失により～保全できない可能性が生じた場合、費用はすべて乙が負担とありますが、具体的にはどのようなケースでしょうか。また、キャッシュレス決済しているにも関わらず、決済情報がきちんと反映されない等の事象でしょうか。	不正アクセス、マルウェア感染による個人情報や決済情報の漏洩のほか、データの改ざん・破損、不正利用・誤決済、システムダウンやサービス停止により決済サービスが受けられないなどのケースです。
4	④【審査基準表】 付属品：スキャナを付属とありますが、本業務が実現可能であれば決済端末に内蔵されているスキャナでも良い認識でよろしいでしょうか。	決済端末に内蔵されているスキャナでかまいません。
5	⑤【審査基準表】 情報登録：スキャナで読み込むための二次元コードを生成とありますが、仕様書にはバーコードも可と記載されております。一次元バーコードの生成でも良い認識でよろしいでしょうか。	運用に支障がないのであれば、一次元バーコードでかまいません。
6	⑥【仕様書：1 0 指定納付受託に関する業務（4）】 「使用料等については、月 1 回以上本県に振り込むこと。ただし、振込日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の場合は、前開庁日までとする。」と記載がございますが、振込日が休日の場合、翌営業日でもよろしいでしょうか。	企画提案競技実施要領「9 契約の方法」で、受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を聴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行うこととしておりますので、協議によります。

収納窓口におけるキャッシュレス決済導入業務委託等企画提案競技 質問回答

No.	質問内容	回答
7	<p>収納窓口におけるキャッシュレス決済導入業務委託等企画提案競技 実施要領、 8. (6) 審査項目の①に、モバイル型キャッシュレス決済端末と記載がございますが、 運用として最適な提案が可能な場合、別型の決済端末の御提案も可能でしょうか。</p>	<p>設置箇所での運用や設置場所の制約のため、持ち運びができない据置型は不可です。また、提案の内容が公示した仕様又は条件に明らかに適合しないときや、契約上限額を超えているときは、参加資格が欠格となります。</p>
8	<p>仕様書 7 調達機器等及び要件 2.レシートプリンタの(3)にて「決済端末一体型でも可とする」と記載がある一方で、審査基準表には「決済端末機には、レシートプリンタ（印刷速度最大 300mm/秒以上）（サーマルロール紙の長さ 75m以上）を付属し、動作及びデータが連係するか。」と記載がございます。こちら双方の記載に矛盾が発生しているかと存じます。（前提として、当該印字速度を満たすレシートプリンタは据置型しかございません。）</p> <p>また、6/22に配布された質問回答の7にて「設置箇所での運用や設置場所の制約のため、持ち運びができない据置型は不可です。」と回答を頂いておりますので、レシートプリンタを付属した場合は電源コンセントやLANケーブル等が必要になりますので、貴庁の希望されている運用の実現は出来ないかと存じます。</p> <p>審査基準表の「決済端末機には、レシートプリンタ（印刷速度最大 300mm/秒以上）（サーマルロール紙の長さ 75m以上）を付属し、動作及びデータが連係するか。」という表記ではなく、貴庁の要望されている運用を実現するために「決済端末機には、仕様書記載のレシート発行機能があること。決済端末一体型でも可とする。」という記載にご変更を頂けないでしょうか？</p>	<p>審査基準表を変更しました。</p>
9	<p>仕様書13導入及び運用サポート(1) について、決済端末納品に併せて、マニュアルを事前に配布いたしますので、簡単な初期設定を職員様でご対応頂くことは可能でしょうか？弊社でも対応はもちろん可能なのですが、作業員派遣費用が一定発生する事から、他県の実績では上記の方法にてご対応頂いたこともございますので、確認でございます。</p>	<p>作業内容によりませんが、十分にサポートしていただけるのであれば、可能と判断いたします。その他、職員向けの現地・集合研修等を活用するなど、ご検討ください。</p>
10	<p>導入所属および導入台数一覧 納品方法は電源ケーブルを挿すだけで利用が可能（特殊な設置作業不要）なため、各施設へ郵送または、現地説明会時に引き渡しのような形で問題ないでしょうか？</p>	<p>問題ありません。</p>
11	<p>審査基準表 付属品について 付属品はすべての設置箇所に付ける想定でしょうか？ もしくは付属品を導入する設置場所については、任意に各提案業者にて最適な運用ができる方法の提案を行うほうがよろしいでしょうか？</p>	<p>付属品はすべての設置箇所に付けてください。その上で、最適な運用の方法を提案してください。</p>